

住み慣れた地域で、誰もが安心して生活をするために

寒河江市成年後見センター

寒河江市成年後見センターは、認知症、障がいにより、判断能力が十分でない方の権利を守り、安心して暮らすことができるように支援していきます。



成年後見制度とは・・・

本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が本人を法律的に支援する制度です。

成年後見センターがお手伝いします。

◇ 申立ての支援

必要に応じて、家庭裁判所へ後見等開始の申立てをする場合の支援（必要書類の問い合わせや相談）を行います。

◇ 周知活動

成年後見制度への理解を深めていただくため地域での集まりや団体研修に出向き、制度について説明を行います。

◇ 後見人等の支援

親族の後見人を引き受けている方や後見人を初めて受ける方などの相談を受け付けて支援を行います。

◇ 相談

何らかの理由で、十分な判断能力がなく、申請・手続き、お金の管理が困難な方について関係機関とともに対応します。

<お問い合わせ>



寒河江市中央二丁目2番1号 ハートフルセンター2階
寒河江市成年後見センター（寒河江市社会福祉協議会内）
月曜日から金曜日（祝日・年末年始除く）
午前8時30分から午後5時15分
電話番号：0237-83-3220

